

# 袖ヶ浦市テニス協会規約目次

- I 会則 袖ヶ浦市テニス協会会則
- II 細則－1 協会の運営
- III 細則－2 大会運営要領
- IV 細則－3 競技規則
- V 細則－4 ドロー表の作成要領
- VI 細則－5 県民体育大会の選手選考要領
- VII 別表 1～14
- VIII 様式－1、2

(平成30年3月9日改訂版)

# 袖ヶ浦市テニス協会会則

## 第1章 名称および事務所

- 第1条 本会は袖ヶ浦市テニス協会と称する。  
第2条 本会の事務局は袖ヶ浦市体育協会社教連協事務局に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 協会は袖ヶ浦市におけるテニスに関する統括機関であって、加盟クラブ及び市民間の交流を図りつつ、市民のテニスの振興並びに地域文化の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は次の事業を行う。
- (1) ダブルス選手権大会、シングルス選手権大会、ミックスダブルス選手権大会、クラブ対抗選手権大会、オープンミックスダブルス大会、オープンダブルス大会、オープンシングルス大会、ジュニアオープン小中学生大会等の主催
  - (2) 千葉県民体育大会への参加及び強化策の実施
  - (3) 袖ヶ浦市体育協会への協力
  - (4) その他本会の目的達成に必要な諸事業

## 第3章 加盟及び構成

- 第5条 本会は本会の目的に賛同する市内所在のクラブを以って構成する。但し、加入クラブは半数以上が袖ヶ浦市在住・在勤者(配偶者と扶養家族含む)または在学者で構成される場合は加入資格を有するものとする。
- 第6条 本会への加盟、退会およびクラブ員登録は次の通りとする。
- (1) 本会に加盟を希望するクラブは所定の用紙に必要事項を記入し、協会会長に加盟申請書(様式1)及び登録名簿(様式2)を提出する。
  - (2) 本会の退会を希望するクラブは所定の用紙に必要事項を記入し、協会会長に退会届を提出する。
  - (3) 各加盟クラブは年度の当初及び変更のあった場合に、所定の用紙に所属クラブ員名を記載し協会会長に提出し登録する。
- 第7条 本会への加盟は定例理事会又は理事会の議を経て決定する。

## 第4章 協会組織

- 第8条 本会の執行機関として運営本部を設置し、協会の運営、庶務全般を処理する。
- (1) 運営本部は会長、副会長、事務局長、運営委員で構成する。
  - (2) 運営本部は随時、運営委員会を開催し本会の運営方針を決定する。
  - (3) 運営本部は、年間活動計画及び予算計画の策定、理事会の開催・運営、会議及び大会事務等を処理する。

## 第5章 役員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- |      |            |      |     |
|------|------------|------|-----|
| 会長   | 1名         | 副会長  | 2名  |
| 事務局長 | 1名         | 運営委員 | 若干名 |
| 理事   | 各加盟クラブより1名 | 監事   | 1名  |
| 顧問   | 必要により 若干名  |      |     |

- 第10条 役員を選出及び任務は次の通りとする
- (1) 会長、副会長、事務局長、運営委員及び監事は定例理事会で推挙する。但し監事には原則として前事務局長又は前運営委員を推挙する。
  - (2) 顧問は定例理事会で推挙し、会長がこれを委嘱する。

- (3) 会長は本会を代表し、本会及び運営本部を統理し定例理事会並びに理事会の議長となる。
- (4) 副会長は会長を補佐し、担当業務を遂行する。
- (5) 事務局長は運営本部を監理し、運営委員を指揮し本会事業を円滑に遂行するとともに、協会会計業務を統括する。
- (6) 運営委員は事務局長を補佐し、事務局長からの指示事務を遂行する。
- (7) 理事は各所属クラブの代表とし、理事会を構成し本会の決議事項の執行に協力する。
- (8) 監事は本会の会計を監査する。
- (9) 顧問は運営委員会および理事会に出席し、意見を述べることができる。
- (10) 袖ヶ浦市体育協会の理事は会長があたり、評議員は役員の中から会長が指名する。
- (11) 監事及び顧問は、理事の資格を有する。

第11条 役員任期は2年とする。但し留任は妨げない。補欠選出又は委嘱された役員任期は前任者の残余期間とする。

## 第6章 会 議

第12条 本会の会議は、定例理事会、理事会、運営委員会及びドロー会議とする。

- (1) 定例理事会、理事会は役員(会長、副会長、事務局長、運営委員、理事、監事、顧問)を以って構成する。
- (2) 定例理事会、理事会は構成員の過半数の出席で成立する。
- (3) 定例理事会、理事会の議事は出席者の過半数の同意を以って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (4) 定例理事会、理事会への出席が不可能な構成員は同一クラブの代理人には委任状なしで、また他クラブの代理人には委任状を以って、表決を委任することが出来る。委任された者は会議において出席者とみなす。
- (5) 定例理事会は会長が招集し年間活動計画、予算計画など重要事項を審議・決定する。
- (6) 定例理事会は、毎年1回新年度に先立ちこれを招集する。
- (7) 理事会は会長が必要と認めた場合、随時これを招集する。
- (8) 運営委員会は会長が必要と認めた場合、随時これを招集し、本会運営等について意見を諮る。
- (9) ドロー会議は、第4条第1項の各々の大会を担当するクラブが中心となり運営し、その結果を理事会に報告する。

## 第7章 会 計

第13条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1) 加盟クラブ年会費(登録者数20人以下:2千円、21人以上:4千円)
- (2) 市からの交付金(補助金)
- (3) 大会参加費
- (4) 寄附金
- (5) その他の収入

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条 決算は、会計年度末に監事の監査を受けた後、定例理事会の承認を得なければならぬ。

## 第8章 付 則

第16条 本会則に必要な細則は定例理事会又は理事会の決議を経て定める。

第17条 本会則は、昭和55年12月1日より実施する。

制定 昭和55年12月1日

改訂 平成元年4月1日、平成5年1月1日、平成7年4月1日、平成9年4月1日、平成12年4月1日、平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成18年9月1日、平成21年3月26日、平成23年3月11日、平成29年3月10日

# 細則一1 協会の運営

## 第1章 運 営 本 部

第1条 協会の運営は運営本部がその任に当たる。

第2条 運営本部は、会長、副会長、事務局長及び運営委員で構成する。

## 第2章 大会担当クラブ

第3条 各大会別に「主担当クラブ」と「担当クラブ」を選任し、ドロー会議以降の事務(ドロー作成、印刷、配布、郵送、大会運営、報告等)を担当する。

第4条 各大会の主担当クラブ、担当クラブの配置は別表一による。

## 第3章 任 務

第5条 運営本部は協会業務を執行し、協会長印、協会旗および協会資料等を管理する。

第6条 原則として主担当クラブの担当大会は固定する。担当クラブは年度の最初の理事会で決定する。

## 第4章 付 則

第7条 本細則は昭和58年4月1日から実施する。

制定 昭和58年4月1日

改定 平成 3年4月1日、平成 5年1月1日、平成12年4月1日

改定 平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成18年9月1日、平成21年3月26日

改定 平成23年3月11日、平成29年3月10日

## 細則ー2 大会参加要領

第1条 大会(袖ヶ浦オープン除く)の参加資格は次のいずれかに該当していることとする。

- (1) 袖ヶ浦市に在住する者及びその配偶者と扶養家族
- (2) 袖ヶ浦市に在勤する者及びその配偶者と扶養家族
- (3) 市内の学校に通学している者
- (4) 当協会の加盟クラブに登録している者

第2条 大会参加の申込み方法

- (1) 大会案内書及び協会の大会予定表を確認し、所定の期日までに電子メールにて指定された場所へ申し込むこと。
- (2) 申込み責任者は氏名、年齢、電話番号など所定事項を明記してあることを確認すること。
- (3) 申込み期日(時間)は、必着期日(時間)とする。
- (4) 申込み締切り後のキャンセル、メンバー変更、希望日変更などはこれを認めない。
- (5) クラブ対抗戦は原則として加盟クラブ単位で出場する。但し同一クラブでチーム編成が組めない場合には他のクラブとの混成チームを認める。

第3条 クラス分けされて開催される大会では、エントリーするクラスは次の通りとする。

- (1) 大会(Aクラス除く)成績が準優勝以上の成績優秀者は翌年から向こう3年間は上位クラスにエントリーすること(H25年以降のクロズド大会は全てクラス分けされる)
- (2) ベテランの部は大会初日において満50歳以上とする。

第4条 試合日の選手登録等の扱いは次の通りとする。

- (1) ダブルス大会にあっては、ペアが揃った時点でエントリーすること。
- (2) クラブ対抗戦にあっては、ダブルスメンバーが揃った時点でエントリーすること。
- (3) 所定時間を過ぎてもエントリーがない場合は棄権扱いとする。
- (4) 2戦目以降は呼び出しがあった場合いつでも出場可能なように準備をしておくこと。理由の如何に問わず、呼び出しがあった場合に出来ない者は棄権扱いとする。

第5条 参加申込み選手の変更は次の場合以外は一切認めない。

- (1) クラブ対抗戦にあっては、チーム編成が出来ない場合に限り、同一クラブの者に限り大会会長又は運営委員長が承認した場合であれば追加参加は認めることとする(但し他チームに登録していないこと、大会初日の1週間前までに連絡のこと)。

第6条 協会会則並びに協会細則に違反又は著しく協会の名誉を棄損した者及び下記に該当した者は、向こう1年間のすべての協会主催事業(大会等)への出場権を停止する。

- (1) 著しく試合の進行を妨害する行為
- (2) 協会の承認を得ず無断で出場又は氏名変更したもの
- (3) その他不正のあったもの

第7条 大会の順延及び中止

- (1) 試合途中の降雨及び日没等により、試合続行が不可能になった場合は、後日継続して試合を実施する。
- (2) 前項の試合運営の処置方法は協会が決定する。

第8条 本細則は昭和58年4月1日から実施する

制定 昭和58年4月1日

改定 平成3年4月1日、平成5年1月1日、平成12年12月1日、平成14年4月1日

改定 平成15年4月1日、平成18年9月1日、平成21年3月26日、平成23年3月11日

改定 平成25年3月15日、平成27年3月13日

## 細則－3 大会競技規則

第1条 競技上の規定は日本テニス協会運営規則による。

第2条 競技方法はトーナメントおよびリーグ方式で行い、原則として別表3-(1)～(8)による。試合はセットブレイク・ルールを採用し、休憩は第3ゲーム終了時からとれることとする。但しクラブ対抗戦における勝敗は次のポイントで決定する

- (1) 男子2ポイント、女子2ポイントを取得したチームを勝者とする。
- (2) 各ポイントの内訳は次の通り  
男子・女子(予選リーグ方式): 3ポイント/チーム(ダブルス3:D1、D2、D3)  
※D1・D2は同じ選手は重複不可、D3はD1・D2と同じペアでないこと。
- (3) 原則としてクラブ対抗戦のリーグ戦は全試合を実施する。一方最終日のトーナメントは勝敗の決した時点で終了とするが、大会の進行状況によっては試合を行うことがある。
- (4) 予選をリーグ戦で行う大会において、棄権する選手が多い場合は2つのリーグを1つのリーグにまとめて予選を行う場合がある。このときは本戦に勝ち上がる選手は1位と2位の選手とする。

第3条 試合球はダンロップフォート(イエロー)を協会提供とする。但しクラブ対抗戦は各加盟クラブ持ち寄りとする。

第4条 試合の審判は原則としてセルフジャッジとし、ロービングアンパイアを配置する。尚、クラブ対抗戦にあつては両チームの話し合いで交互に審判を出すことは可とする。

第5条 大会終了後、次の基準により協会表彰する。

- (1) エントリー数が16名(ペア)以上・・・ベスト4以上を表彰
- (2) エントリー数が15名(ペア)未満・・・3位または4位までを表彰
- (3) エントリー数が8名(ペア)未満・・・2位までを表彰

第6条 大会参加費は別表－10の通りとする。

第7条 本細則は昭和58年4月1日から実施する

制定 昭和58年4月1日

改定 平成3年4月1日、平成5年1月1日、平成12年12月1日

改定 平成14年4月1日、平成18年9月1日、平成21年3月26日

改定 平成23年3月11日、平成25年3月15日、平成27年3月13日

改定 平成29年3月10日

## 細則－4 ドロー表の作成要領

第1条 大会ドロー表作成要領は原則として日本テニス協会トーナメント運営規則に準じて行う。

第2条 当協会ルールとして、次の原則事項を基本としてドローを作成する。

- (1) シードは市ダブルス、市シングルの男女Aクラス及び、その他の全大会に適用する。
- (2) シード数は別表－11に定める数とする。
- (3) シード位置は別表－12に基づき配置する。
- (4) シードは前年の同大会の成績を最優先し推薦する。

注)クラブ対抗戦においては、原則として同一名称クラブを対象とする。ただし、予め参加クラブ名称の変更を申出た場合はシード権利の承継を認めるものとする。

- (5) 袖ヶ浦オープン大会のシード等は別表－14に基づき、前年、前々年並びに他大会での実績も加味し推薦する。
- (6) 市ダブルスはペアを変更した場合は最優先推薦の対象ペアに該当しない。
- (7) 同一クラブから2人(2ペア)以上参加している場合は、リーグ戦では各リーグに割り振り、トーナメントは同一クラブ同士の初戦の対戦は避けるように作成する。

第3条 ドロー会議までに次の書類、用具を準備する。

- (1) 大会参加者名簿(男女別、クラス別)
- (2) ドロー作成ソフトが入っているパソコン、必要に応じてプロジェクター
- (3) ドロー表(男女別、クラス別に参加数に合わせて)
- (4) 番号札(No. 1～128、2組以上)およびブロック札(A～H、4組以上)
- (5) 筆記用具

第4条 ドロー表作成手順は次の通りとする。

- (1) トーナメントのドロー作成においてはドロー作成ソフトを使用する。
- (2) リーグにおいては各シード者を所定の位置に配置する。
- (3) シード者がいるクラブにあっては、シード者以外の他のブロックに割り付ける。
- (4) 同一クラブからの参加者が多いクラブの順に選手を割り付ける。
- (5) 最後に個人参加選手を割り付ける。
- (6) クローズド大会の初戦～(最終日前まで)、およびオープン大会予選は希望日を考慮する。

第5条 ドロー作成は会長、副会長、事務局長、運営委員、主担当クラブ、担当サークル及び顧問が出席するドロー会議の席で仮決定する。

- (1) ドロー会議の期日は公開し、他のクラブの理事の出席も可とする。
- (2) ドロー作成後、チェックリストにてシード・希望日等のチェックをし仮決定とする。会議終了後、仮ドローを配布し、所定の期日を以て決定とする。なお、仮ドロー配布後の変更は所定の部署へ連絡する。

第6条 ドロー表の決定は協会発行の「最終ドロー表」を最終版とする。

第7条 本細則は昭和58年4月1日から実施する

制定 昭和58年4月1日

改定 平成 3年4月1日、平成 5年1月1日、平成12年12月1日

改定 平成14年4月1日、平成15年4月1日、平成17年4月1日

改定 平成18年9月1日、平成21年3月26日、平成25年3月15日

## 細則ー5 県民体育大会の選手選考要領

第1条 千葉県民体育大会の選手選考の原則は次の定めによる。

第2条 県民体育大会の参加資格は、同大会の実施要綱の定めにより、袖ヶ浦市の代表選手は次の条件が満たされていること。

- (1) 代表の監督及び選手は袖ヶ浦市に住民登録している者、または、市内小・中学校を卒業した者で、県内に居住する者。
- (2) アマチュアであること。

第3条 県民体育大会の参加人員は次による。

- (1) 男子・女子の団体戦(7ポイント)とし、監督は1名とする。
- (2) 選手は一般男子3名、一般女子3名、ベテラン1部男子3名、ベテラン1部女子3名、ベテラン2部男子3名の計15名以内とする。  
尚ベテラン1部は満44歳以上、ベテラン2部は満54歳以上とする。
- (3) 一般男子・女子は複・単の重複出場可とする。

第4条 千葉県民体育大会の代表選手は、以下の協会主催大会及び外部大会の成績を勘案し選考することとする。

- (1) 袖ヶ浦オープンシングルス (前年度)
- (2) 市ダブルス大会 (当年度)
- (3) 市シングルス大会 (当年度)
- (4) 袖ヶ浦オープンダブルス (当年度)
- (5) 房総トーナメント、市原市選手権、全国レディース千葉県大会、ピンクリボンレディース千葉県大会、千葉県選手権(年齢別含む)、千葉オープン(年齢別含む)及び千葉県レベルの大会

第5条 代表選手の選考は「選考委員会」で検討して決定する。

- (1) 「選考委員会」は当協会の会長、副会長、事務局長、運営委員、顧問で構成する。
- (2) 代表選手の選考に当たっては、試合成績及び内容を考慮し決定する。
- (3) 決定後に選手が大会参加を辞退した場合、再度選考委員会を開催し決定する。ただし日程の関係等で開催できない場合は監督が選手を決定することができる。

第6条 本細則は平成6年4月1日から実施する。

制定 平成 6年 4月1日

改定 平成12年12月1日、平成18年9月1日、平成19年6月21日、平成25年3月15日

改定 平成29年3月10日



別表-1 主担当クラブ・担当クラブ担当表

大会名 クラブ名		市ダブルス	市シングルス	オープンダブルス	市ミックスダブルス	クラブ対抗	オープンミックス	オープンシングルス	小中学生大会
1	Team Alladin								
2	出光興産								
3	SFTC								
4	SOT							◎	
5	SKZT								
6	NMPアレーズ								
7	荏原TC					◎			
8	神納テニスサークル				◎				
9	建's								
10	広栄化学テニス部								
11	住友化学		◎						
12	袖ヶ浦プリンステニスクラブ	◎							
13	百目木PINK								
14	NEXT. TC								
15	のぞみ野テニスクラブ								
16	疾風								
17	BSTC								
18	フットフォルト								
19	フレンズ						◎		
20	三井化学			◎					
21	ラブフォーティーズ								
	運営本部								◎

◎:主担当クラブは固定とする。

●:協力サークルは年度最初の理事会で担当を決定する。

### 別表-3-(1)袖ヶ浦市ダブルス大会(廣山杯)試合数

	クラス	1回戦～準々決勝	準決勝～決勝
男子	A	6ゲームマッチ(※)	8マッチ又は6マッチ(※)
	B	6ゲームマッチ(※)	8マッチ又は6マッチ(※)
	ベテラン	6ゲームマッチ(※)	8マッチ又は6マッチ(※)
女子	A	6ゲームマッチ(※)	8マッチ又は6マッチ(※)
	B	6ゲームマッチ(※)	8マッチ又は6マッチ(※)

全ての種目・クラスで予選リーグ戦とする

※予選リーグ戦方式～リーグ1位によるトーナメントまたはリーグ ※セミアド方式を採用する

※リーグ戦でブロック内棄権があった場合、現場で変更の可能性あり

### 別表-3-(2)袖ヶ浦市シングルス大会試合数

	クラス	1回戦～決勝
男子	A, B	8ゲームマッチ
	ベテラン	8ゲームマッチ
女子	A	8ゲームマッチ
	B	6ゲームマッチ

原則として全クラストーナメント、ただし最終日勝ち残り数によってリーグ戦 ※セミアド方式を採用する

### 別表-3-(3)袖ヶ浦オープンミックスダブルス大会試合数

	クラス	予選:リーグ戦	最終日:トーナメント
ミックス	一般	6ゲームマッチ(※)	8ゲームマッチ
ミックス	ベテラン	6ゲームマッチ(※)	8ゲームマッチ

予選:リーグ戦方式、本戦:リーグ1位とシードによるトーナメント ※全試合セミアド方式を採用する

### 別表-3-(4)市ミックスダブルス大会試合数

	クラス	予選:リーグ戦	最終日:トーナメント
ミックス	一般	6ゲームマッチ(※)	8ゲームマッチ
ミックス	ベテラン	6ゲームマッチ(※)	8ゲームマッチ

予選リーグ戦方式～リーグ1位によるトーナメント ※全試合セミアド方式を採用する

※予選リーグ戦でブロック内棄権があった場合、現場で変更の可能性あり

### 別表-3-(5)クラブ対抗戦試合数

	予選リーグ	トーナメント
男子、女子	6ゲーム先取(※)	6ゲームマッチ

予選リーグ戦方式～リーグ1位によるトーナメント ※全試合ノーアド方式を採用する

※リーグ戦でブロック内棄権があった場合、現場で変更の可能性あり

### 別表-3-(6)袖ヶ浦オープンダブルス試合数

	予選:リーグ戦	本戦:トーナメント
男子	6ゲームマッチ	8ゲームマッチ
女子	6ゲームマッチ	8ゲームマッチ

予選:リーグ戦方式、本戦:リーグ1位とシードによるトーナメント ※全試合セミアド方式を採用する

### 別表-3-(7)袖ヶ浦オープンシングルス試合数

	1回戦～決勝
男子	8ゲームマッチ(セミアドバンテージ)
女子	8ゲームマッチ(セミアドバンテージ)

原則として全試合トーナメント、但しエントリー数によってリーグ戦 ※全試合セミアド方式を採用する

別表-3-(8) 袖ヶ浦ジュニアオープン大会試合数

	予選リーグ	トーナメント
小・中学生男子	6ゲーム先取(※)	6ゲームマッチ
小・中学生女子	6ゲーム先取(※)	6ゲームマッチ
低学年の部(男・女)	6ゲーム先取(※)	6ゲームマッチ

※リーグ戦でブロック内棄権があった場合、現場で変更の可能性あり

※全試合ノード方式

別表-10 大会参加費一覧表

	協会加盟	非加盟
市ダブルス	1,500円/ペア (750円/人)	2,500円/ペア
		(1,250円/人)
市シングルス	1000円/人	1,500円/人
オープンミックスダブルス	2,500円/ペア (1,250円/人)	3,000円/ペア
		(1,500円/人)
市ミックスダブルス	1,500円/ペア (750円/人)	2,500円/ペア
		(1,250円/人)
クラブ対抗戦	2,000円/チーム	3,000円/チーム
オープンダブルス	2,500円/ペア (1,250円/人)	3,000円/ペア
		(1,500円/人)
オープンシングルス	1,700円/人	2,000円/人
ジュニアオープン	1,500円/人	1,500円/人

※ダブルスで加盟・非加盟のペアは、それぞれの合計額とする

※学生(高校生以下)は協会加盟と同額とする(除くジュニアオープン)。

※クラブ対抗戦で加盟・非加盟混成の場合2,500円/チーム

別表-11 各大会別シード数

大会名	クラス	シード数
シングルス	男子A	8
	女子A	4
ダブルス	男子A	8
	女子A	4
オープンミックスダブルス	ミックスダブルス	16
ミックスダブルス	一般	8
クラブ対抗戦	男子DS混合、男子リーグ	各4
	女子	4
オープンダブルス	男子	16
	女子	8
オープンシングルス	男子	16
	女子	8

※オープン大会予選シードはポイントを有する者をポイント順にシードに入れるものとする。

## 別表－14 袖ヶ浦オープンのポイント制

袖ヶ浦オープントーナメント（シングルス・ダブルス・ミックス）のドローの公平・公正を期す為に次の通りランキングポイント制等を定める。

### 1. 基本事項

- (1) 本戦、予選ともに当大会の過去2年間の実績ポイントを合計し、シード順位を決定する。
- (2) 千葉県レベル及び千葉県レベルと同等若しくはそれ以上の上級大会で好成績（過去2年の成績）をあげたプレーヤーが大会エントリーしてきた場合には主催者推薦として本戦シードする。（以下「ワイルドカード」と称する）
- (3) 千葉県レベルの大会とは次の3大会とする。
  - ① 千葉県テニス選手権大会
  - ② 千葉テニストーナメント大会
  - ③ 全国レディーステニス大会千葉県大会（旧；朝日レディース）
- (4) 千葉県レベルと同等若しくはそれ以上の上級大会とは、全国及び各都道府県（政令指定都市、東京特別区）大会を指す。
- (5) ワイルドカードの数は128ドローにあつては本戦4名（ペア）以内、64ドローにあつては本戦2名（ペア）以内とする。
- (6) ワイルドカード出場者のシード位置は本戦16ドローにあつてはNo.5～8、本戦8ドローにあつてはNo.3～4シードに抽選により配置する。
- (7) 上記のポイント数にかかわらず、前回優勝プレーヤー（ペア）がエントリーした場合はトップシードとする。
- (8) 本戦ストレートイン者（ペア）が棄権の場合はポイントは付与しない。
- (9) 予選ドローのシード枠（中シード）に空席がある場合は県及び当地域の主要大会の成績優秀者（ペア）をシード対象とする。
- (10) ラッキーローザーが本戦で勝ち上がった場合（不戦勝は除く）は成績に応じポイントを付与する。但し、初戦敗退の場合は予選ポイント（4ポイント）のみを付与する。
- (11) ダブルスは各々の個人ポイントの合計でシード順位を決定する。
- (12) 合計ポイントが同数の場合は、抽選によりシード順位を決定する。
- (13) ポイント数はエントリー数により定める（次表参照）、予選2位以上の成績をあげた者に順次、ポイントを付与する。

### 2. ポイント数

過去2大会の実績により次のように付与する。

#### 【128ドロー】

	ポイント数	
	前回大会	前々回大会
優勝	128	96
準優勝	64	48
ベスト4	32	24
ベスト8	16	12
予選1位	8	6
予選2位	4	3

#### 【64ドロー】

	ポイント数	
	前回大会	前々回大会
優勝	64	48
準優勝	32	24
ベスト4	16	12
予選1位	8	6
予選2位	4	3

【32ドロー】

	ポイント数	
	前回大会	前々回大会
優勝	32	24
準優勝	16	12
ベスト4	8	6
予選1位	4	3
予選2位	2	1

3.ワイルドカードの推薦評価基準

(1) シングルス

①千葉県レベルと同等若しくはそれ以上の上級大会での好成績とは概ね次の実績とします。(過去2年以内)

- a. 千葉県テニス選手権大会 一般の部 ベスト8以上
- b. 千葉県テニストーナメント大会 一般の部 ベスト8以上
- c. 同等、上級大会 一般の部 ベスト8以上

但し、県大会の一般の部ベスト16及び当地域の主要大会(房総トーナメント、君津オープン、市原市トーナメント)の優勝、準優勝は予選ドローのシード枠(中シード)に空席がある場合、予選シードする。(参加申込時に成績申告があった場合に限り)

(2) ダブルス・ミックスダブルス

①ダブルスは各々の個人ポイントの合計でシード順位を決定する。

②千葉県レベルと同等若しくはそれ以上の上級大会での好成績とは概ね次の実績とします。(過去2年以内)

- a. 千葉県テニス選手権大会 一般の部 ベスト4以上の実績
- b. 千葉県テニストーナメント大会 一般の部 ベスト4以上の実績
- c. 全国レディーステニス大会千葉県大会 ベスト4以上の実績
- d. 同等、上級大会 一般の部 ベスト4以上の実績

但し、県大会の一般の部ベスト8及び当地域の主要大会(房総トーナメント、君津オープン、市原市トーナメント)の優勝ペアは予選ドローのシード枠(中シード)に空席がある場合、予選シードする。(参加申込時に成績申告があった場合に限り)

③ポイントが同数の場合は、前回大会のペア不変のペアを上位とする。その他全ての条件が同等の場合は抽選によりシード順位を決定する。

この規定は平成16年9月1日以降の大会から摘要する。

平成18年9月1日一部改訂、平成30年3月8日改定

平成 年 月 日

袖ヶ浦市テニス協会長 殿

### 袖ヶ浦市テニス協会加盟申請書

袖ヶ浦市テニス協会に加盟を申請いたします。加盟にあたっては貴協会の規約を遵守し、協会の運営に協力することを誓約いたします。

団体名: .....

代 表: .....

---

### ク ラ ブ 経 歴 書

団体(クラブ)名称	
代 表 者 名	
電 話 番 号	
携 帯 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	
クラブ所在地	
所属人数(概数)	名(男子: 名・女子: 名)
クラブの活動状況	
備考(連絡事項)	

## 平成30年度 袖ヶ浦市テニス協会 登録名簿

クラブ名称		理事名	
クラブ所在地		電話	

NO	性別	氏名	生年月日	住所	資格区分	電話番号
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						

男	0
女	0
計	0

在住	0
在勤	0
学生	0
市外	0

## 平成30年度改定の概要

- 別表 3-(1) 男子ABクラスも予選からリーグ戦を行うことを可とした  
別表 3-(3) オープンミックス大会にベテランクラスを追加、ゲーム数は予選ブロック6ゲームとする  
別表 3-(3) オープンシングルス大会はエントリー数によっては予選リーグを可とする  
別表 14 オープン大会のポイントについて32ドローの場合の一覧表を追加

## 平成29年度改定の概要

- 会則 第13条 加盟登録費を4000円(21人以上)、2000円(20人以下)と改定した  
細則1 第3,4,6条 担当サークルを担当クラブと改定した  
細則3 第2条(3) クラブ対抗戦最終日トーナメントは、大会進行状況により勝敗決定後も試合を行う  
第2条(4) 予選リーグで2リーグを1リーグにまとめた場合、勝ち上がりは2選手とする  
細則5 第5条(3) 具体選手が辞退した場合は選考会を再度開催する。できない場合は監督が決定  
別表 3-(1~5) ゲーム数、マッチ・先取、トーナメント・リーグ、セミアド・ノアドを明記

## 平成27年度改定の概要

- 細則-2 第2条(5) クラブ対抗申込みで氏名順は実力順とあるが、削除する  
第3条(2) H27よりベテランは重複出場可能とした  
細則-3 第2条(2) ダブルス・シングルス混成の部の廃止に伴い記載を一部削除する  
第2条(4) ダブルス・シングルス混成の部の廃止に伴い記載を削除する  
別表 1 オープンミックスの主担当を出光興産からフレンズへ変更  
別表 3-(1~5) ゲーム数および、セミアドあるいはノアド方式を明記した  
別表 3-(8) ゲーム数および、セミアドあるいはノアド方式を明記した

## 平成25年度改訂の概要

- 細則-2 第2条(1) FAX申込みを中止  
第3条(1) クローズド大会はすべてクラス分けをする、成績優秀者はAクラスに出る  
第5条(1) クラブ対抗戦のメンバー追加は大会初日の1週間前までに申し込む  
細則-3 第2条(2) クラブ対抗DS混成の部は2W3Stーナメントから2W1Sリーグと変更する  
第2条(2) リーグ戦はD1,D2は選手重複不可を追加  
第2条(3) クラブ対抗リーグ戦は全試合行い、その後のトーナメントは勝敗決まった時点で終了  
第2条(4) 男子(S・D混成リーグ方式)の試合順序は、D1, D2, S1  
細則-4 第2条(7) 同一クラブからエントリーの場合は同じリーグにならぬよう、またトーナメントは初戦の対戦を避けて、ドローを作成する  
第3条(2) ドロー作成ソフトが入っているパソコン、プロジェクターを準備する  
第4条(1) ドロー作成は、トーナメントは作成ソフト、リーグは従来通りカードを使い作成する  
第4条(2) 具体的なシード位置を削除した  
第4条(6) クローズド大会の初戦、オープン大会の予選は希望日を考慮する  
細則-5 第2条(1) 代表の監督・選手は袖ヶ浦市に住民登録者または市内の小中学校卒業者とする  
第4条(4) 代表選手選考対象大会は当年度のオープンダブルス大会へ変更  
別表 3-(1,4,5) リーグ戦では6ゲーム先取、その後のトーナメントは8または6ゲームマッチ  
3-(7) オープンシングルスは8ゲームマッチ(セミアドバンテージ方式)とする  
3-(8) 小中学生大会はエントリー数によりリーグ戦かトーナメントを決定する  
10補足 参加費一覧表で学生とは高校生以下と明記した  
11 市ミックスダブルスはクラス分けされたことから、一般クラスはシード数8とする  
12,13 別表削除、シード位置は日本テニス協会トーナメント運営規則に準じて行う  
12,13 ドロー作成はトーナメントは作成ソフトを、リーグ戦は札を使用する  
様式2 登録名簿 連絡方法などの希望欄を削除、必要最小限とした

## 平成23年度改訂の概要

- 2.会則 第9条 副会長人数を2名とした  
3.細則 細則-2 第2条の(4)申込み締切り後のキャンセル、メンバー変更、希望日変更などを認めない  
細則-3 第3条の試合球について、クラブ対抗戦以外は協会提供とした  
細則-3 第5条の表彰基準を、参加16以上でベスト4、参加16未満で3または4位まで、参加8未満で2位までとした  
4. 別表 別表-3 (1)、(2)、(5)、(8)にリーグ戦で棄権があった場合に現場でドロー変更ありと変更  
別表-10 市ダブルス参加費を加盟1, 500円、非加盟2, 500円へ変更  
別表-10 市シングルス参加費を加盟1, 000円、非加盟1, 500円へ変更  
別表-10 市ミックスダブルス参加費を加盟1, 500円、非加盟2, 500円へ変更  
別表-10 クラブ対抗戦参加費を加盟非加盟混成チームを2, 500円を追加



## 平成21年度改訂の概要

- VIII 様式-1、2 追加
- 2.会則 第4条(1) テニススクールを削除し、ジュニアオープン小中学生大会を追加  
第6条(1) 様式1、登録名簿(様式2)を追加  
第10条(5) 事務局長業務の会計兼務を統括するに改定  
第11条 役員の任期を1年から2年に改定
- 3.細則 細則-1 第6条の担当サークルは年度の最初の理事会で決定するに変更  
細則-2 第2条の(4)クラブ対抗戦の後に(シングルス・ダブルス混成の部)を追加  
細則-2 第3条(1)のベスト4以上を準優勝以上に変更(適用をh18年以降の大会追加)  
同(2)全ての大会において重複エントリーは認めない。を追加  
同(3)ベテランの部は大会初日において満50歳以上とする。を追加  
細則-3 第2条 別表3～9を別表3-(1)～(8)に変更  
同(2)男子の後に(S・D混成の部)追加、男子・女子の予選リーグ戦追加、Sを削除D3追加  
D3はD1・D2と同じペアでないことを追加  
同(4)男子の試合順序は原則としてを追加、遵守は削除  
細則-3 第3条 シングルの後にジュニアを追加  
細則-3 第5条 基準を追加  
(1)エントリー数が8名(ペア)以上・・・ベスト4以上を表彰(男子ベスト8は廃止)  
(2)エントリー数が8名(ペア)未満・・・準優勝以上を表彰  
(3)エントリー数が4名(ペア)未満・・・優勝のみ表彰  
細則-4 第5条のドロー作成後にチェックリストによるシード等の確認を追加
- 4.別表 別表-1 協力サークルの固定・ナイター練習会を削除、ジュニア大会追加、  
別表-3～ 9を別表-3-(1)～(7)に変更、別表-3-(8)ジュニア大会の区分と試合数を追加  
市ダブルス大会にベテランの部追加、女子も予選リーグ戦方式～リーグ1位によるトーナメントを追加  
市ダブルス大会準決勝～3セットマッチを8ゲームマッチに変更、リーグ戦は6ゲームマッチに変更  
市シングルスCクラスをベテランの部に変更、試合数を6ゲームマッチに変更  
市ミックスダブルスを予選リーグ戦方式に変更、準決勝以降を8ゲームマッチに変更  
クラブ対抗戦、男子は従来方式を(S・D混成の部)とし、男子・女子に予選リーグ戦方式を追加  
各大会リーグ戦の部は6ゲームマッチ(ノードハンテースコアリング方式とする)を追加  
別表-10 クラブ対抗戦男子・女子の区分を削除、金額を男子の金額に変更する  
同市ダブルス・市ミックスの非加盟参加費を加盟の倍額にする  
同ジュニア大会の参加費1,500円/人を追加  
別表-11 クラブ対抗戦のシード数を8から4に変更

## 平成18年度改訂の概要

- 1.目次 別表12 別表14に訂正(以前に追加されていた)
- 2.会則 第5条 加入資格の追加:但し、加入クラブは半数以上が袖ヶ浦市在住・在勤者(配偶者と扶養家族含む)または在学者で構成される場合は加入資格を有するものとする。  
第6条(3) 但し書き削除:但し登録は大会参加資格を有する者とする。(削除)  
副会長の追加:第8条(1)、第10条(1)、第12条(1)、第9条に副会長 1名  
第10条(4) 職務の追加:副会長は会長を補佐し、担当業務を遂行する。  
第10条(9)、顧問会議を運営委員会に変更する。  
第13条(1) 年会費の金額 5千円追加
- 3.細則 細則-1 第2条に副会長の追加  
細則-2 第1条の(4)に追加:当協会の加入クラブに登録している者  
細則-2 第2条(1)に「電子メールまたはFAX」の追加  
細則-2 第2条(4)に「クラブ対抗の」を追加

- 細則-3 第2条に追加 試合はセットブレイク・ルールを採用し、休憩は第3ゲーム終了時からとれることとする。
- 細則-3 第4条に「ロービングアンパイアの配置」を追加
- 細則-4 第2条(4)注)クラブ対抗戦においてはの後に原則としてを追加し、ただし予め参加クラブ名称の変更を申出た場合はシード権利の承継を認めるものとする。を追加する。
- 細則-4 第5条に副会長の追加
- 細則-4 第5条に(2)ドロウ会議終了後、仮ドロウを配布し所定の期日を以て決定とする。なお仮ドロウ配布後の変更は所定の部署へ連絡する。を追加
- 細則-5 第4条(5)に「房総トーナメント・市原市選手権」の追加
- 細則-5 第5条(1)に副会長の追加
- 4.別表 別表-1、2 を統合して新別表-1とする。
- 別表-10 大会参加費の改定と支払方法の追加
- 別表-12 シード位置図の改訂
- 別表-14 (平成16年9月1日運用開始)を追加、(10)の本戦で勝ち上がった場合の後に(不戦勝は除く)を追加